

## 第12回 甲賀市自治基本条例策定委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成26年5月20日（火） 14時～16時00分

【場 所】 サントピア水口（共同福祉施設）教養文化室

### ○出席者

策定委員：12名（委員総数14名）

小林委員、村上委員、山川委員、安達委員、黄瀬委員、奥野委員、大原委員、田村委員、橋本委員、田中委員、三浦委員、馬場委員

庁内作業チーム：19名（委員総数22人）

柚口委員、奥山委員、藤村委員、谷委員、廣岡委員、古谷委員、徳田委員、太田委員、林委員、今井委員、西村委員、藤田委員、松井委員、田原委員、澤田委員、呉竹委員、中尾委員、中島委員、清水委員

オブザーバー参加：あいこうか市民活動・ボランティアセンター コーディネーター 宮治

事務局：幡野、吉川、築島

### ○次 第

1. 開会（市民憲章唱和）
2. 第11回会議録の確認について（全体会）
3. 各部会からの進捗状況の報告（全体会）
4. 今後のスケジュールについて（全体会）
5. 提言書に盛り込む具体的な内容の検討（部会）
6. 閉会

## ■1 開 会

### ○事務局

ただ今から第12回甲賀市自治基本条例策定委員会を始めさせていただきます。皆様方には、お忙しいところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日欠席のご連絡をいただいております市民委員は、寺田委員、増山委員です。庁内委員は、橋本委員、森島委員、田嶋委員です。よろしくお願いたします。

それでは、委員会のはじめにあたりまして、皆様方にご協力をいただき、市民憲章の唱和をお願いいたします。恐れ入りますが、ご起立をいただきまして唱和をお願いします。

（市民憲章唱和）

## ○事務局

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、このあとの進行を小林委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

## ○委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。5月も半ばを過ぎました。風薫る5月となっていますけれども、皆さん、さわやかな心持ちで今日はおいでいただいたのでしょうか。

いろいろと部会で煮詰まっている、というようなお話もお聞きしております。

さて、挨拶というよりも少しご説明的なことを申しあげますが、今、皆さんには部会でそれぞれ担当されている内容を固めるという作業をしていただいているわけですが、どうしてもよその条例を見てしまいますと、出来上がった文章をつくらなくてはいけない、われわれ素人で大丈夫かな、そんな不安をおもちになっておられるかもしれせん。

今日は後ほどスケジュールの説明もありますが、今後、パブリックコメントだったり、庁内で条文を検討いただいたりする場もあることから、皆さんがおつくりになった文章・表現がそのまま法律的な拘束力をもつ条例になるわけではありません。当然、皆さんからご提案いただいたものを受けて、今後さまざまなプロセスを経て条例になっていくわけでありますので、責任を感じすぎて、とても不安で困ります、という思いはもたれなくて大丈夫だと思います。

しっかりとした文章を皆さんから出していただければ、それに越したことはないかもしれませんが、そうだとすると、そのまま条例にはなりません。当然、役所のなかで、ここの書き方を直そうとか、ここを修正しようという作業を経て、最終的に市長さんから提案されることになると思います。

逆にいうと、そこまでの文章でなくても、皆さんの思いとして、こういう項目は落とせない、こういうことはきちっと条例に位置づけて書いてもらいたい、というようなことをある程度整理をして出していただければ、それを受けて役所も作業を進めていっていただけたらと思います。

時間がないという声も聞きますが、絵を描くイメージを考えていただければいいと思います。絵を描くときは、最初に下書きをします。まずは薄く輪郭を描くかもしれません。その次に色をつけていくときに、これは水彩画でも油絵でも同じだと思いますが、いきなり濃い色をベタッとつけませんよ。濃い色をつけると修正しようがないですから、まずは薄い色で全体に大雑把に色をつけて、それからさらに上塗りをしていって濃いところは濃くしていく。こんなやり方になっていると思います。

皆さんの今やっけていただいている作業も、大雑把に下書きをして、ちょっと薄く色をつけ始めたぐらいのところだと思います。最終的にこれが絵として完成するのは、皆さんが提言したあと、役所でこれを受け止めてきちっとした条例の形に加工し議会

に提案していく。議会でも議論をいただいて、もしかすると議会で修正される場所があれば修正のうえ議決をいただく。これではじめて絵として完成するわけですから、今、皆さんが色をつけている部分は今後修正も可能な部分だということでご理解をいただいて、作業を進めていただければと思います。

最初にいいましたけれど、風薫る5月です。今日は薄曇りではありますが、この5月のさわやかな気候に負けないように、皆さんもさわやかな心持ちで今日も作業を進めていただければと思っております。今日もよろしく願いいたします。

## ■ 2 第11回会議録の確認について

### ○委員長

進め方については、またあとでご質問があればうかがいたと思います。次第に基づいて会議を進めてまいりたいと思います。次第の2番目の「第11回会議録の確認について」であります。あらかじめ皆様のお手元に会議録をお送りいただいていると思います。もし修正点があればあらかじめ事務局にご連絡をお願いしますという紙が入っていたかと思いますが、会議録をご覧いただいて、ここはいかがかということがあればご発言をいただきたいと思いますが、大丈夫でしょうか。

### ○委員

特になかったです。

### ○委員長

ほかの皆さんもよろしいでしょうか。

— 同意 —

### ○委員長

それでは、前回、第11回の会議録はこれで確定ということにさせていただきます。

## ■ 3 各部会からの進捗状況の報告

### ○委員長

続いて、3番目の「各部会からの進捗状況の報告」でございます。前回は部会に分かれて初回の議論をしていただき、流れ解散になっておりますので、それぞれの部会が今どんなところにきているのか、どんな感じになっているのか、というところをそれぞれ部会長さんからご報告をいただければと思います。それでは第1部会から、よろしく申し上げます。

○委員

皆さん、こんにちは。第1部会でございます。進捗状況ですけれど、項目が多いので早く進めているところですが、今回は7番目の子どものところまで終って、本日で全てすませたいと思っています。内容等を検討する項目が多いので、皆様のお力添えもお受けしながら取り組んでいきたいと思っています。

○委員長

7番目まで終って、ひととおり今日中にできれば最後まで目を通したいということです。ありがとうございます。

それでは続いて、第2部会さん、お願いします。

○委員

第2部会でございます。第2部会は、12番の安全・安心から17番の協働まで6項目を担当しています。前々回に第2部会が発足した際に、12番から17番を3つのワーキンググループに分けて、それぞれ市民委員、庁内委員にお願いしたところでした。

前々回は特に庁内委員の方がご欠席でしたので、前回の4月22日の会議においては、その方を含めて改めてワーキンググループの担当について確認をしたあと、運営については、3つのワーキンググループでそれぞれ項目を担当するというので、ワーキンググループごとに担当する項目のたたき台について、一応5月末を目途につくっていただき、6月以降は7月の全体会に向けて、6月中に第2部会全体で12番から17番の項目について意見交換をし、第2部会としてのたたき台をつくる。そういうことで進んでおります。

本日は、各ワーキンググループにおいてそれぞれの担当項目のたたき台づくりになるかと思っています。

○委員長

第2部会さんは、部会を3つのワーキングに分けて、それぞれのワーキングごとに5月末を目処にまず試案を出す。それを受けて6月いっぱいぐらいで議論して、部会としての統一見解をつくっていく。こういう段取りで進んでいるということです。ありがとうございます。

それでは続いて、第3部会さん、お願いします。

○委員

第3部会でございます。ほかの2つの部会と手法が違っておりますので、進め方が早いのか遅いのかわかりませんが、18番の国・県との関係から25番の市政の運営まで、8項目を担当しております。そのなかで、第1グループ、第2グループ、

第3グループの3つに分けて、それぞれ3項目、3項目、2項目という形で合計8項目を精査しているところです。

前は、18番、21番、22番の3つの項目について、全体会で今まで皆さんからご意見をいただいた内容を基礎に、第3部会が独自にその全体会で出たご意見を検討させていただくと同時に、第3部会としての意見をそこに加味する作業をいたしました。それを受けて、第1グループの市職員委員（ワーキングチーム）に鈴鹿市の条例でいうと成文の内容の部分と説明書きの部分の初期段階、今、委員長からお話がありましたように、階段の一步、二歩ぐらゐの部分をもとめていただき、本日までに第3部会の委員の皆様方の自宅に案を送らせていただいております。

7月15日の全体会で第3部会としての案を提出するため、次回、6月20日の全体会会議までに、ワーキングチームが作成した成文（案）と説明書き（案）について精査する作業を部会で実施する予定です。

つまり、第3部会の作業としては全体会の日はそれぞれ項目ごとに意見を調整していくという作業、臨時の日については、ワーキングチームが作成したたたき台をもとめていく作業、そういう2つの形で進めていく予定をしております。

#### ○委員長

今、それぞれ3つの部会からご説明をいただきました。ご自分の部会のことは皆さんよくわかっておられると思いますが、それ以外の部会について、気になる項目はもちろん全部の項目が気になるでしょうし、そこはどんな感じになっていきますかというご質問などがあれば、お互いの部会に対して、前回うちでこんな議論が出たのだけど、これはあちらの部会と関係がありそうなので、これはどう調整していきましようかということでも結構ですが、よろしいですか。

— 特に意見なし —

#### ■4 今後のスケジュールについて

##### ○委員長

それでは、皆さんはたぶん部会の時間をたくさん取りたいという思いがあるでしょうから、まず先に、今後のスケジュールについて事務局からご説明よろしく申し上げます。

##### ○事務局

それでは、お配りしております次第の次のページのA3の資料をご覧いただきたいと思っております。こちらの表は上の段と下の段に分けてお示ししております。上段にございます、本日開催されています策定委員会のスケジュールから申しあげます。本日、5月が第12回の会議、来月6月20日に第13回の会議がございます。そのあと1

4回、15回、16回と、提言書作成に向けた会議に入っていく形になります。

部会での作業は、来月で一旦終えていただいて、部会案を7月の全体会議にご提出いただきます。そこで皆さんで骨子案を検討し、8月5日の第15回の全体会議で骨子案を決めていただくという流れを考えております。

それが決まったのち、表の下におりていただいて「市民の意見の反映」というところで、8月から9月いっぱいにかけて、おおむね23学区の地域へ説明に入っていけたらと思っています。それと同時に、決定いただいた骨子案を市のホームページ、広報等でお知らせさせていただくパブリックコメント的なこともしていきたいと思っています。

骨子案の説明が終ったあと、10月から提言書の作成に入らせていただいて、第16回を開催させていただきながら、10月いっぱいぐらいで提言書案を決定いただけたらと思っています。

下の段の行政のほうは、これらの経過を踏まえまして、提出いただいた提言書を参考に条例素案の作成に入らせていただこうと考えております。そのあと庁内の部長会議を経まして、11月の終わりぐらいに条例素案を決定いたしまして、ホームページ等で素案の公表をすると同時に、タウンミーティングに入らせていただきたいと思います。タウンミーティングと同時並行でパブリックコメントをいたしまして、市民の皆さんの意見を改めて確認をさせていただいたのちに、条例の素案を決定し、あとは議会への上程に向けて行政内部の手続きに入らせていただきたいと思います。現在のところ、平成26年度末を目途に進めていきたいと考えております。以上がスケジュール案でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○委員長

ありがとうございます。今ご説明いただきましたように、われわれが10月に提言をしたあと、役所でそれを受けて条例案を作成し、さらにそこで市民の皆さんのご意見をタウンミーティングやパブリックコメントで聞いていただいたあとに、例規審査会ということで、本当にこれで条文として大丈夫なのか、法律との整合性は大丈夫なのかという法制的なところのチェックを経て、議会にかけていただく。こういう段取りであります。ここまでの説明で何かご質問のある方はいらっしゃいますか。

— 特に質問なし —

#### ○委員長

そうしますと、表の上段の「自治基本条例策定委員会」、これはわれわれの委員会ですが、その上から2段目の「部会」というのを今やっています。その上の「全体会議」は、今までやってきたことでもあります。ここまでは皆さん見覚えがある話だと思うのですが、3段目、4段目のところに「作業委員会」と「市民の声を聴く会実行

委員会」があります。今日すぐに立候補を募るとかそういうことはしませんが、今後、7月に各部会からの案が全部出揃って、それを合わせてこの策定委員会としての骨子案をつくっていきましょうということになります。当然、各部会の書きぶりの違いもあるでしょうし、内容的に重複するところもあるかもしれませんので、調整が必要になってきます。調整をして骨子案という形の原案を作成していただくのに、今は部会ごとにやっているわけですが、各部会から何人か出てきていただいて作業チームを組んでいただく。これが作業委員会のイメージです。できればこれまで法律とか行政とかそういったものに多少関わってきた方たちを中心にして作業チームは編成していただきたいと思っています。

その下の「市民の声を聴く会実行委員会」は、8月の後半から9月いっぱいにかけて甲賀市内でいろいろ説明会を開いて、実際に市民の皆様はどういうふうにこの案を受けとめられますかというご意見を聞いて、場合によってはそれを受けてわれわれは修正もしないといけないと思っています。たぶん23学区へそれぞれ出かけていくということがベースになってくると思うのですが、「市民の声を聴く会」というものをどういうふうに取りまわしていくかという、その検討をしていただくのが「市民の声を聴く会実行委員会」です。実際に各学区に出かけて行って説明をするのは、委員全員が全部の会場へ行くのは大変ですから、委員の皆さんが分担をしてやっていただくことになろうかと思いますが、どんな形で説明をして市民の皆さんとのやりとりをしましょうか、そういったことを中心にご検討をいただく「市民の声を聴く会実行委員会」をこの策定委員会のなかに設けたいということです。

市民の声を聴く会実行委員会は次回の6月20日ぐらいから始まって8月5日の第15回ぐらいまでに検討していただいて、8月後半から市民の声を聴く会が実行できればと思います。

そうなりますと、市民の声を聴く会実行委員会と条例の骨子案を作成する作業委員会は時期的に重複しますので、同じ人が両方に入ると相当しんどくなると思うので、どちらかに入っていたか、あるいはどちらも私は距離を置きますとなるのか、そういう感じでイメージをもっていただければと思います。

今すぐに、どちらをやりますかと聞くのは酷だと思いますので、次回の6月20日の全体会議までに、そういうことであれば作業委員をやってもいいですよという方は事務局にお伝えいただければと思いますし、一方で、法律とか条文とか細かいことを考えるのは得意ではないけれど会場設定とかイベントをどうまわしていくかということにはノウハウがありますという方は、ぜひ市民の声を聴く会実行委員をやりますと事務局にお伝えをいただければと思っています。

そういうことだったのかと、改めて私の補足説明を聞くと質問が出てくる人がいるかもしれません。ご質問のある方はいらっしゃいますか。

## ○委員

2つ質問があります。1つは全体会議ですけれど、流れからいったら、この策定委員会はこれからが本当に大事なところに入ってくると思うのです。これまではいわば準備段階的なもので、これからが本当に文章にしていき決めていくところですから、今までは冗長に時間をとりすぎたような気がしないでもないのですけれど、これからの大事な取り組みの期間がちょっと拙速な、短いような気がするのです。

7月15日と8月5日、この間で骨子案が決まるということですが、部会は3回でも結構ぎりぎりな感じなのに、全体会を2回して骨子案を決定するというのは、もう少し時間を取ってもらったらいいような気がします。このくらいでいけるのでしょうか。骨子案を十分なものにするには、2回ではいかなものかと思うのですけれど。

## ○委員長

今いただいたご質問ですけれど、まったくこれまでの話と関係なしに今改めてそれぞれの部会でゼロベースに白紙で考えていこうということであるとすると、これは結構大変ですよ。ただ、そうではないはず。今、冗長といわれましたけれども、これまで時間をかけて皆さんからそれぞれこの条例に盛り込みたいことをご意見として出していただいて、その整理されたものが今あるわけです。そのなかから部会で皆さんが、これは条例に入れるには難しいかなというものは削り、取捨選択して整理をする作業をしていただいていると思うのです。部会も正規の部会の時間だけでは足りなくてということがあるかもしれませんが、部会から出てきたものは、これまでここで議論してきたものとまったく違う突飛なものではないはずだと思っています。これまでの議論を踏まえたものが出てくるだろうと思っています。

なので、整合性をとるということで調整作業というニュアンスで、7月の1回で決めずに8月にもう1回あります。その調整をするために作業委員会もあるので他の自治体でこういう議論を見ている、そんなに拙速だというふうには私自身は感じていません。

とはいうものの、もし皆さんで、7月にそれぞれの部会の意見が出たあと、これは全然違うぞ、なんだこれは、というふうにそれぞれ思って、まったく調整がつかないということであれば、無理やりに8月5日に必ず完成させるというわけにはいかないと思いますので、当然このスケジュールは多少ずれこんでいかざるを得ないということになると思います。もう一回例えば8月に会議を開くとか、そういうことになってくるとは思いますけれども、これまで他の自治体で関わってきた感覚からすると、そこまではいかないのではないかなというのが、スケジュール的なところでいうと私の今の見込みです。



○委員

もし骨子案がなかなか決まりにくいようだったら延ばしてもらえると、そういうことですね。

○委員長

どうしても皆さんが納得いかないということであれば伸ばすことも考えなければなりませんでしょう。

○委員

もう1つは、骨子案の作成と市民の声を聴く会が重なっているのですが、これはわれわれが市民に説明をさせてもらうわけでしょう。そうしたら骨子案がちゃんと決まってから、それをもって説明をしに行くのが本筋ではないですか。骨子案をつくりながらだったら市民の人もどうかと。

○委員長

市民の声を聴く会をどういう形で運営しましょうかと運営自身を検討する実行委員会が、骨子案をつくる作業委員会と重複しています。つまり、実際に市民の声を聴く会というのは、骨子案が8月半ばに固まったあと、8月の後半あたりから実施していこうと、表でいうと下の太い矢印のところになります。

○委員

わかりました。そのやり方を決めるということですね。

○委員長

そうです。ほかにご質問はございますか。よろしいですか。

今、委員がおっしゃったように、本当にこれでできるのかなという不安は、皆さんはなにぶん初めてのことでしょうからおもちだと思いますが、案じていてもしょうがない部分もありますので、頑張って作業していただいて、今申しあげたように、どうしてもそれでお互いが納得いかないときにはスケジュールを検討し直しましょうということで、まずは、ある程度期限がないと何事も進まない部分もありますので、このスケジュールでできる範囲で取り組んでいただくということでご協力をお願いしたいと思います。

それでは、このあとは部会に分かれていただいてご議論いただくことになります。先ほど申しあげましたように、これでパーフェクトな条文になるんだというものにならなくても大丈夫です。その代わりに、これまで議論してきたものを踏まえて案をつくっていただきたいと思います。よそから、これはよさそうだからもってきましたというものだと、なぜそれがここにきたのか、今までわれわれはそんなことを話していた

だろうかとなるので、そうではなくて、多少不格好でも、整ってなくても構いませんので、今まで議論してきたもののなかから上がってくるような、そういった案をつくっていただければと思います。

## ■ 6 閉会

### ○委員長

それでは、部会での作業に移る前に、まだ終わりにはならないですけれども閉会のご挨拶に代えて、副委員長から一言いただければと思います。

### ○副委員長

この全体会開会の前に大変精力的に協議をしていただいていた部会がございました。敬服する次第でございます。

今、委員長からお話がありましたが、各部会での作業を進めるうえで不安に感じていらっしゃることは、私から委員長にこの会議の始まる前に、議事録を見させていただいたなかで多くの皆さんがおもちの意見だということをお話しさせていただきました。委員長からどういう形をめざしていくかというのを皆さんにご説明いただいたところですが、これから核心に入ってくるうえで、いちばんのポイントは、法的解釈を必要とする部分をどうするかということだと思います。全国の市町村の条例のなかには、議会で否決され、いろいろあってやむなく廃案となったものもあります。どこがどうダメなのかということに法的解釈を必要とするので、当然それぞれの意見が分かれるわけです。分かれるから最終的に集約ができなくて、その条例案が廃案になる、こういうことであります。

1つ例を挙げますと、住民投票は直接民主主義であります。議会制度は間接民主主義であります。それを間接民主主義のなかで直接民主制をどう入れていくのか、あるいは初めから直接民主主義がありきという形なのか、それとも直接民主主義は間接民主主義の議会のなかで選択できるというふうにするのか、市民が能動的に発議できるのかどうか、このあたりが非常に分かれるわけです。

こういうところが条例のなかに入ってくると、当然、法的解釈を必要としますので、それぞれ十人十色という意見になってまいります。そういう部分をどうするかというところはそれぞれの部会で必ずあると思うのです。法的解釈を必要とする項目、ここがポイントということで、皆さんの見識をもって集約いただければ大変ありがたいと思っております。

時間がないなかで長々とお話するわけにもいきませんので、皆様方のより一層のお力添えをお願いしまして、全体会での中間締め言葉に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○委員長

それでは、前回と同じお部屋にそれぞれ移っていただいて、部会での検討を進めていただければと思います。終了予定は4時までとなっておりますが、会場は5時まで押さえてありますので、もし部会で議論が盛り上がった場合は5時まで延長していただいて結構です。よろしくお願いいたします。

## ■ 5 提言書に盛り込む具体的な内容の検討（3部会に分かれる）

### 第1部会（位置づけ・理念・人権・福祉）で出された意見

出席委員：10名（委員数11名） ◎部会長 ☆副部会長

策定委員 ◎奥野委員、黄瀬委員、村上委員

庁内作業チーム ☆林委員、☆藤田委員、呉竹委員、中島委員、今井委員、西村委員、奥山委員

オブザーバー参加 あいこうか市民活動・ボランティアセンター 宮治

事務局 幡野啓二

傍聴者 なし

### 【部会の内容】

前回に引き続き担当が検討したたたき台のプリント（4項目、修正2項目）を配布。項目ごとに検討を行う。

#### （1）理念・目的（担当委員プリントを説明）

○これまでの意見から、①戦時の自治の歴史を踏まえる。②一部の者で作ったのではなく皆のための条例であることを大切にすること。③条例制定の目的、目指しているものが解りやすく表現されていること。④行政に市民が主体的に参画していく、協働で取り組んでいく。この内容を文書化することを項目のテーマと考え、目的と理念に分けて整理した。

○理念①の一人ひとりの価値観や行動・・・「価値観や行動」を「人権」と表記する。

○一般的に市民主権という言い方はあるのか？

○憲法で言う国民主権を市・町に言い換えると市民主権ということでの表現にしたが、市民自治とするか市民主権とするか選択してもらえたらよい。

○国が決めることを、市民主権や地域主権ということでウクライナのクリミアがロシアに併合されたようなことになってはいけないと懸念する。

○「市民自治の実現」と表記することにする。

#### （2）条例の位置づけ（担当委員プリントを説明）

○他市の例を見ると「最高規範」と書かれているものがある。調べて見ると最高規範

は憲法に照らし、条例を最高規範とすることはできないとの見解と他の条例とは優先関係にないとの見解を弁護士から得た。他の条例との整合性を図ることは必要。市民目線での期待や希望といった位置づけでよいのではないか。

- 自治基本条例は他の条例の基本となる条例という解釈はできると思う。他の条例は基本条例に立ち返り整合を図る必要がある。
- 東京都杉並区、伊賀市の例では、「区政の基本的事項に関する最高規範」と記述しているが、法律のカテゴリーを言うのではなく、一般名詞として使っている。
- 地方自治法では団体自治に関することについて定めたものであるが、住民自治については殆どふれていない。地域に合った住民自治に関する条例が必要ということで自治基本条例を定める原因となっていることは抑えておきたい。
- 法律でも形式的にはどの法律も対等であるが、基本法のもとに各法律が定められている。しっかりとした内容があればよい。あえて最高規範という記述はしなくてもよい。

#### (8) 高齢者（担当委員プリントを説明）

- 他の自治体の条例には、こういった形の記述がないが、高齢化社会を迎えている現在、項目として入ることは有意義。
- 「皆で支えあいながら・・・」皆は、高齢者も含まれるのか？
- 市民全体といった意味の皆である。
- 障がい者の項目も重なるが、市全体で支えていく姿勢を示せたらよい。

#### (9) 障がい者（担当委員プリントを説明）

- 障がい者の定義は、市福祉計画に記述あるものを示したい。

#### (4) 甲賀市らしさ（担当委員プリントを説明）

- どこかの項目に包括されていく内容であるという前提で考えた。条文のどこかに、今回示したキーワードで整理した文言が反映させればよいと考えている。どこでも使えるし、また、使わないといけない言葉だと思う。

#### (0) 前文修正（担当委員プリントを説明）

- 前回の意見を受け修正。固有名詞等
- 目に見える歴史、産業、郡中惣や天保義民といった内容を反映できないか。

#### (3) 目指すまちの姿修正（担当委員プリントを説明）

- (3)の項目を追加した。福祉という言葉は使っていない。市民憲章の安心という言葉を入れた。
- 前回、「活力のある」「生き生きとした」といった経済や産業が発展するような言葉

を入れてほしいと要望したが入っていない。

- 前回（２）に産業の分野が含まれるという意見だったので、（２）に入れることとする。
- 「福祉のまち」を広い意味の福祉という位置づけで（３）に入れてほしい。
- 逆に「福祉」と記述すると幅が狭くなる。防犯といった内容は福祉ではない。
- 「福祉」については、高齢者や障がい者の項目に入れることとする。

次回は、委員長提示のフォームにこれまでの議論を踏まえて、各委員が作成し提出をお願いします。

## 第２部会（自治振興会・市民参加・協働）で出された意見

出席委員：９名（委員数１２名） ◎部会長 ☆副部会長

策定委員 ◎橋本委員、☆安達委員、山川委員、田村委員

庁内作業チーム 清水委員、藤村委員、柚口委員、谷委員、徳田委員

事務局 吉川寛

傍聴者 なし

### 【部会の内容】

○部会長

それぞれのワーキンググループでの意見交換に入る前に確認をさせていただきます。前回までの、第２部会での進捗状況については、先ほどの全体会議で説明したとおりであります。

今後の進め方については、全体会議で５月末を目途と申し上げましたが、６月２０日までに、それぞれのワーキンググループの担当項目ごとに、たたき台的なものを作り上げていただくということでございます。

６月２０日と申し上げましたが、６月の初旬ぐらいに、それぞれのワーキンググループごとの、たたき台骨子案について、第２部会全体としての案を作るべく協議を始めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。もうすでにワーキンググループごとに先週であったり、今日であったり作業していただいているわけですが、いずれにしても６月２０日の１回のみで第２部会として７項目についての意見交換を終えるのは厳しいと思いますので、最低でもあと１回ぐらいは第２部会としての意見交換会を設定する必要があると思っています。いかがでしょうか。

このことは、前回にも申し上げたとおりでございます。日程的なところですが、６月のはじめは行事等が入っている方もおられるようです。

６月初旬でなくても中旬でも結構です。６月２０日がありますが、最終は７月１５日の全体会までに間に合えば良いということですから、６月２０日以降でも構いませ

ん。しかし、日程は決めておいたほうが良いと思います、いかがでしょう。

○委員

私も、そう思います。

— 日程調整について協議 —

○事務局

それでは、確認させていただきます。

部会の開催は、6月18日（水）19時から21時、この場所で行うこととして、各ワーキンググループの成果を6月10日までに事務局まで送付いただき、それを部会の皆様に6月13日ぐらいにお届けするというところでよろしいですか。

○部会長

はい。

ほかに決めておかなければならないことは、ありませんか。

無いようでした、それぞれのワーキンググループごとに分かれていただき協議に入ってくださいますようお願いいたします。

以降ワーキンググループにおいて協議をし、16時以降にワーキンググループの進捗に合わせ、それぞれ流れ解散となる。

### 第3部会（役割・責務・市政運営）で出された意見

出席委員：11名（委員数12名） ◎部会長 ☆副部会長

策定委員 ◎馬場委員、田中委員、三浦委員、大原委員

庁内作業チーム ☆廣岡委員、田原委員、太田委員、古谷委員、松井委員、澤田委員、中尾委員

事務局 築島照和

傍聴者 なし

#### 【部会の内容】

第1グループ（18）（21）（22）について

○地場産業の育成は「企業・事業者の役割」というよりも、甲賀市らしさやめざすまちのところで表現したほうが良いと思う。

○市民のまちづくりに関わることは「権利」でいいのか、「責務」とする方が関わってもらいやすいのではないか。

○「責務」と言い切っているのかどうか。

- 「権利」とすると関わりが弱い気がする。
- ⇒上記だけでなく、6月12日（木）に開催する任意の部会で第1グループの素案の調整をする。

#### 《(23) 議会・議員の役割と責務》

- 議会基本条例とのすり合わせをどのようにしていくか。
- 議会基本条例第21条には「議会における最高規範」と記されていることから、市全体としてではないので、議会基本条例を尊重しながら、自治基本条例を位置づけていければいいのではないか。
- これからの議会・議員はどうあるべきかを考えていく必要あり。
- これまでの議論をベースに検討しているが、足りない部分は補足していくことも必要である。
- 住民投票の話はどこかの部会で議論しておくことが大事。
- 市民の声を市政に届けるために住民投票という手段を表現することが風通しのよい甲賀市になるのでは。共通した検討が必要である。
- 議会基本条例をなぜ先に制定されたのか。
- 議会は市民の声を聴く代弁者として機能していくべき。
- 議会は執行部への監視機能をしっかりチェックすべき。
- 議員は監視だけではなく、政策のビジョンを打ち出して市民の声を聴きながら行政とともに夢のあるまちを創ってほしい。そういった思いがもっと行動として現れるとより活発な甲賀市になると思う。
- 政策提言ができる活動を期待したい。

#### 《(24) 市長等行政の役割と責務》

- (25)の市政の運営につながる内容。
- 公正な市政運営が求められる。
- 職員はまちづくりのエキスパートとして、その専門性、機能を十分に発揮できる運営をしていかなければならない。
- 行政も企業体として、外部に対ししっかり魅力をPRしていく必要がある。行政施策の広域化が進む中、市民と接点のある市役所はより重要な位置づけになることから、生き残りをかけた市政運営をしていくためにも職員が専門性を活かして仕事に取り組んでいただきたい。
- 公務員であっても経営感覚を意識した取り組みを大切にし、市民の声をまずは聴くという姿勢が望まれる。
- 成果主義は組織の活性化に必ずしもつながらない。
- 市民の声を的確に把握するためにトップはもっと現場に出向くべきではないか。
- 地域市民センターの職員はあらゆる所管のことを把握していなければ、市民のニー

ズに対応できない。市役所は市民の声を吸い上げる機能であるので、そういった役割、責務を条例に記載できれば。

- 組織として、市長が全て現場に顔を出さなくても市民が理解できる行政運営をしてもらえれば。
- 教育長としては役割と責務が市長とは異なる。
- 「市長等」という表現には、教育委員会や公平委員会、農業委員会などの行政委員会も含まれるのではないか。
- 教育委員会などの行政委員会を市長等という表現でまとめてしまうのは違うのではないか。今後、ワーキングチームで検討をお願いしたい。
- 「等」は何が含まれているか説明が必要なので使用に関してはいかがなものか。
- 他市の条例を見ると「市長等（執行機関）」としている場合は、執行機関とは市長、教育委員会、農業委員会・・・と記載されているケースが多い。
- 条例は誰が見てもわかるような表現であるべきだという視点を大事にしたい。
- 市長等という言葉の定義を明確にしておくことが必要である。

#### 《(25) 市政の運営》

- 地域性があるので、公平性でならしてはいけない。
- 地域の実情に見合った政策が必要。
- 不便を不便と思わない超二流のまちづくりが大切である。
- 広域行政との兼ね合い、地域性を活かした財政運営が求められる。
- 公平性とは何か。全て同じ施策をするものと解釈されない言葉の使い方が大事である。
- 機会が平等に行き渡るための公平性であることを謳わなければならない。
- 不便であっても市民の満足度が一定保たれるような、最低限の生活環境が整っていることが市民の立場からいう公平性なのかもしれない。
- ブータンの満足度、幸福度について。
- 何が透明性、何が公平性なのかを明確にすべき。
- 住民投票とは別に、市民の声をまちづくりにどう生かすことができるか。例えば若い方の考え、意見を反映できる市政のシステムがこれからの住民自治にとって重要であり、ますます求められると思う。
- 方法論ではなく、市民の声に耳を傾けるという姿勢を常に持つという責務を謳ってはどうか。
- 市政の運営は何に基づいて行われているのか。政策、施策は総合計画に基づいて実施するものである。
- 地方自治法第2条第4項に記されていた基本構想の策定義務の条文が削除されたことで、基本構想を含めた総合計画の法的な根拠というものはない。今後、総合計画を活かしていくのであれば、市政の運営方針として計画に基づいて実施して



いくということを自治基本条例に謳っていると安心だと思う。

本日もご意見等いただいた内容を踏まえ、ワーキンググループで検討いただき、成案のための原案作成の整理をお願いしたい。